

## 愛媛県教育委員会 3月臨時会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成17年 3月17日（木）午前10時40分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 砂田政輝

委員 和田和子 教育長 野本俊二

### 4 欠席委員

委員 山口千穂

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

### 6 会議の概要

#### (1) 開会

委員長 午前10時40分開会を宣する。

#### (2) 教育長報告

委員長 報告を求める。

学習状況調査結果について

義務教育課長 今年度実施した学習状況調査の結果について、概要を報告する。

砂田委員 調査結果の広報について質問する。

義務教育課長 本日の午後に公表する予定である旨説明する。

和田委員 分析結果を指導方法に活かせるよう今後の各校の取組みが重要であると考える旨意見を述べる。

委員長 ゆとり教育が推進されてきたが、今は、学習、生活態度全般において少しゆるみ過ぎていると思われる旨意見を述べる。

砂田委員 分析方法で、調査項目間の関連性についても分析する必要があると考える旨意見を述べる。また、総合的な人間力を高めるためにディベートを学習方法に取入れる必要があると考える旨意見を述べる。

義務教育課長 調査結果については更に分析を進め、2次報告に盛り込みたい旨説明する。

教育長 各学校に全県と比較できるデータを送付するので、今後の指導方法の改善に役立てて欲しい旨説明する。

委員長 報告案件の愛媛県教員の資質向上審査委員会の会議結果について、議案第6号平成16年度愛媛県教育功績者の報賞について、議案第7号平成16年度愛媛県教職員選賞について、議案第8号教育委員会事務局職員の人事について、議案第9号小・中学校長の人事について、及び議案第10号県立学校長の人事については、人事案件であることから、報告並びに審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

愛媛県教員の資質向上審査会の会議結果について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査会の会議結果について報告する。

和田委員 一年間実施された研修の効果について質問する。

教育長 1名でも現場に復帰できる審査結果が出たことについては、評価したいと考える旨説明する。

委員長 研修期間の期限について質問する。

教育長 期限はないが、2年程度を目途に研修効果が上げられるよう努力して欲しい旨説明する。

和田委員 校長の立場として、教員の自覚向上のためのある程度厳しい指導も必要と考える旨意見を述べる。

### (3) 議事

#### 議案審議

委員長 議案第6号を上程する。

○議案第6号 平成16年度愛媛県教育功績者の報賞について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県の教育功績者に対する報賞取扱内規に基づき、本県教育の振興発展に功績のあった元市町村教育委員8名を報賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第7号を上程する。

○議案第7号 平成16年度愛媛県教職員選賞について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県教職員選賞規程に基づき、永年勤続し勤務成績

が特に優れた教職員 8 名を選賞する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 事務局職員人事異動関係の審議のため、事務局職員の退席を  
求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、教育総務課長、生涯学習課  
長、全国生涯学習フェスティバル推進室長、義務教育課長、高校教育課  
長、人権教育課長、障害児教育課長、文化振興課長、文化財保護課長及  
び保健スポーツ課長退席する。

委員長 議案第 8 号を上程する。

○議案第 8 号 愛媛県教育委員会事務局職員の人事について

委員長 議案説明を求める。

教育長 平成17年 4 月 1 日付け教育委員会事務局職員の課長級以上の  
人事異動についての原案及び総合科学博物館等の名誉館長の委嘱等につ  
いて説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者の着席を求める。

教育次長、指導部長、文化スポーツ部長、義務教育課長着席する。

委員長 議案第 9 号を上程する。

議案第 9 号 小・中学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成17年 4 月 1 日付け小・中学校長の人事異動につい  
て原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 全県的な広域人事も行われている中で、教員住宅の整備状況  
について質問する。

義務教育課長 通勤困難なへき地等には、各市町で住宅を整備してい  
る旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 次議案審議関係者以外の出席者の退席及び関係者の着席を求  
める。

義務教育課長退席する。

高校教育課長着席する。

委員長 議案第10号を上程する。

議案第10号 県立学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成17年4月1日付け県立学校長の人事異動について  
原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 校長への昇任の年齢制限について質問する。

高校教育課長 校長任用候補者選考審査の出願資格が57歳以下にな  
っている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

#### (4)閉 会

委員長 午前11時55分閉会を宣する。